

第6回 若葉・須賀町地区まちづくり協議会のご案内

日時 令和5年 9月 5日 (火) 14:00 ~ 16:00

対象

- まちづくり協議会会員
 - ・協議会区域に土地又は建物を所有している方
 - ・協議会区域でお住まいの方
 - ・協議会区域内で営業している方 等
- 協議会区域以外の地区計画区域内に土地又は建物を所有している方、お住まいの方、営業している方

1ページ
地図参照

会場 四谷スポーツスクエア会議室N
住所：四谷1丁目6-4 (地下2階)



ご予約方法 ご予約は当日の10時00分まで受け付けております。

①お電話でご予約 下部お問合せ先までご連絡ください。

②WEBでご予約

URL又は二次元バーコードより必要事項を入力してください。



URL: <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1690436590021>

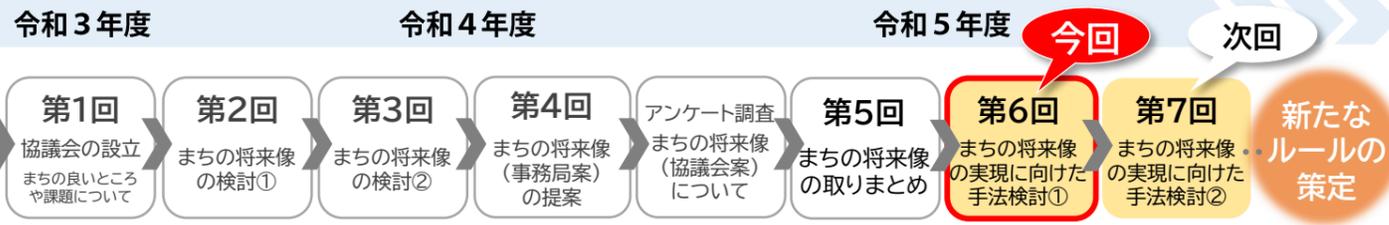
③FAXでご予約 下部お問合せ先まで送信してください。

FAX 送信票	
氏名	フリガナ
住所	〒
電話	()

※新型コロナウイルス感染状況の推移により、開催を変更する場合があります。
※会場の都合により、予定人数に達した場合、ご参加いただけません。

今後の予定

まちづくり協議会では、引き続き皆様と意見交換を行う場を設けていきたいと考えています。今後も定期的に開催し、新たなルールの方策を目指します。



新宿区からのご案内

詳細なご相談は、下部お問合せ先までご連絡ください。

道路拡幅整備

当地区では、歩行者の安全性を確保するため道路拡幅整備を行っており、拡幅部分について、区による用地取得又は、寄附の受付を行っています。
(該当路線：区画道路1号、区画道路2号)

不燃化建替促進事業

当地区では、木造住宅の不燃化建替えや除却に対し助成を行っています。



お問合せ先 新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
(担当：山本、佐藤、宮本、山内)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227

若葉須賀町 まちづくり 検索

検索、もしくは二次元コードから新宿区HPをご覧ください。

第6号 令和5年(2023年)9月

若葉・須賀町地区まちづくりニュース

発行：若葉・須賀町地区 まちづくり協議会

第6回 若葉・須賀町地区まちづくり協議会を開催します！

要事前
予約

詳細は3ページ

令和5年 9月 5日 (火)
14:00 ~ 16:00



第5回まちづくり協議会の様子
(まちの将来像を取りまとめた際の様子)

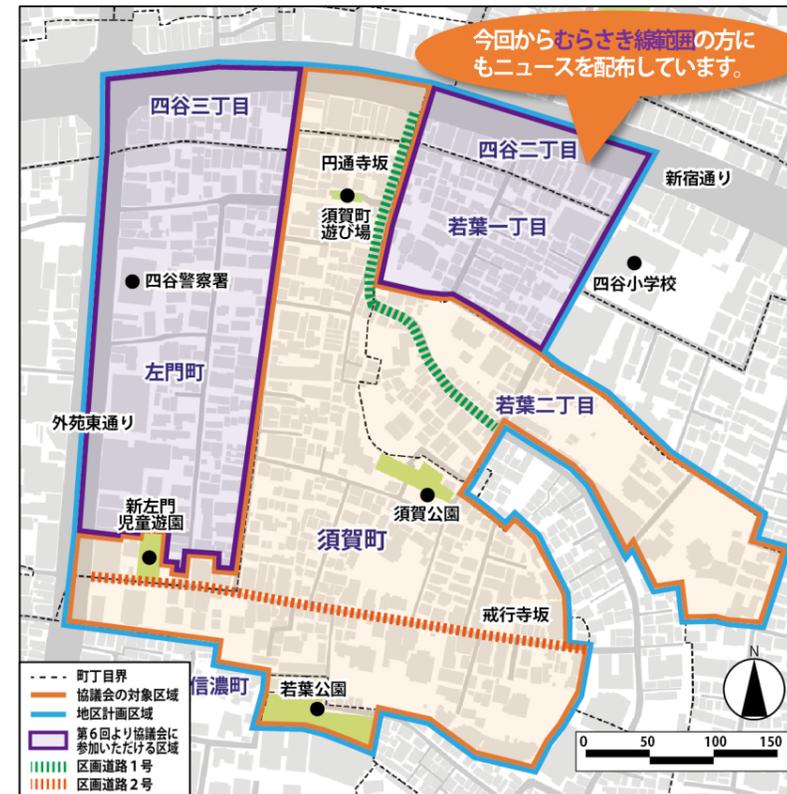
当日
の内容

- ・地区計画の見直しについて
- ・新たな防火規制について等

今回の協議会より協議会区域以外の地区計画区域内(下図むらさき線範囲)の関係権利者の方もご参加いただけます！

若葉・須賀町地区 まちの将来像を取りまとめました！

■若葉・須賀町地区まちづくり協議会の区域等



今回からむらさき線範囲の方にもニュースを配布しています。

令和5年5月30日(火)に「第5回若葉・須賀町地区まちづくり協議会」が開催されました。この度、令和3年12月からスタートした協議会でのご意見やアンケート調査結果等を踏まえ、「まちの将来像」を取りまとめました。

第6回の協議会から、まちの将来像の実現に向け、地区計画の見直し等の具体的な手法を検討します。

主に協議会区域(左図オレンジ線範囲)等に適用される建物等を建てる際のルールの見直し等について意見交換を行う予定です。皆様お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

● 第5回 まちづくり協議会の開催報告、区域に関するご説明は2ページ

● 今後の予定、区からのご案内は3ページへ

第5回 若葉・須賀町地区まちづくり協議会の開催報告

- 日時 ● 令和5年5月30日（火）14:00～16:00
 会場 ● 四谷スポーツスクエア 会議室N
 主な内容 ● まちの将来像のとりまとめ
 （アンケート調査の結果報告）
 ● まちの将来像の実現に向けて



～まちの将来像のとりまとめ～

令和3年12月にまちづくり協議会を設立し、地区の良いところや課題を整理し、より良いまちづくりの検討を重ねてきました。この度、地区の特性を活かしつつ、防災上の課題解決につながるまちづくりのために「まちの将来像」を取りまとめました。

～まちの将来像の内容についてご紹介～

まちの将来像 ～豊かな暮らしと文化を育む、若葉・須賀町～

4つのテーマと目標

- 寺町 寺町らしさを活かしつつ、新しい時代に対応したまちなみ形成
- 道路 (区画道路) 誰もが安全・安心・快適に通行でき、災害時の避難や消防活動に寄与する道路空間の形成
- 防災 居住環境 災害時に燃え広がらない安全なまちなみ形成良好な居住環境の維持・保全
- みどり みどりの維持・保全、周囲の景観と調和した緑化



こちらからもご覧いただけます。



オレンジ線範囲の方はこちら！

協議会区域

「まちの将来像の実現」に向けて検討を進めます！

「まちの将来像」の実現に向けて、具体的な手法の検討を行います。これまで参加できなかった方もこの機会にぜひご参加ください！

●第6回まちづくり協議会で検討する項目

1 地区計画（具体的なまちづくりルール）の見直しについて

建物等を建てる際に適用される具体的なまちづくりルール（地区整備計画）の見直しを検討します。

既に定められている項目

- 1 建物の用途
- 2 塀の種類や高さ
- 3 道路境界から建物の壁面を後退

追加の検討を行う項目（案）

- 4 壁面後退した空間を確保するための工作物の設置の制限
- 5 建築物のデザインや色彩
- 6 土地の利用（緑化等）

2 新たな防火規制について

より燃えにくいまちとするため、準防火地域では、原則として全ての建物を準耐火建築物以上とする新たな防火規制の導入を検討します。
 ※建替え時に準耐火建築物以上とする必要があります。



地区計画区域

協議会区域

区域イメージ図

オレンジ線範囲
 四谷三丁目、若葉二丁目
 須賀町、左門町、信濃町の各一部

むらさき線範囲の方はこちら！

地区計画区域等
 （協議会区域に含まれない区域）

地区計画の目標や方針の見直しを検討していきます！

むらさき線範囲
 四谷二丁目、四谷三丁目
 若葉一丁目、左門町の各一部

平成6年に策定された若葉・須賀町地区 地区計画の目標や方針等について検討を行います。ご興味のある方はぜひご参加ください！

※地区計画の目標や方針は、建物等を建てる際に適用される具体的なまちづくりルール（地区整備計画）の制限はありません。

●地区計画とは？

- 特徴1 「都市計画」よりもきめ細かなルールを地区レベルで定めることができる
- 特徴2 住民参加でつくる「まちづくりのルール」
- 特徴3 建物等を建てる際に適用されるルール
- 特徴4 建物等を建てる際には地区計画の「届出」が必要

●地区計画の構成

- 1 地区計画の目標
- 2 区域の整備、開発及び保全に関する方針
 まちづくり全体の考え方を定めるもの
 ※みずいろ線範囲にかかり、むらさき線範囲もこの区域に含まれます。
- 3 地区整備計画
 建物等を建てる際に適用される具体的なまちづくりルールを定めるもの
 ※主に協議会区域（オレンジ線範囲）等にかかります。

地区計画の目標や方針は、まちづくりの考え方を定めるもので、建物等を建てる際の具体的なルールではありません。